

株式会社日本アメニティライフ協会
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と子育てその他生活全般において調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日
- 2 内容

＜目標＞

時間外労働を1/2短縮し、仕事と生活の調和のとれた日常を目指す

＜対策＞

平成31年 4月～	時間外労働短縮に向けて、事業所ごとの配置人数や業務内容等の実態把握
平成31年 7月～	社内検討委員会での検討開始
平成31年10月～	短縮に向けて管理職への通達
平成32年 1月～	雇用やシフトの改善により、時間外労働の1/2短縮に向けて、取り組み開始

以上